

令和8年度 第1回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和8年7月28日（火）15時00分～

会 場： エルガーラホール7階 会議室1

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) 令和7年度第5回地域公共交通会議（書面開催）の結果について
- 2) 公共交通不便地対策事業（オンデマンド交通・デマンド交通）
各エリアの運行について
（エリア⑤東区、エリア⑥南区、エリア⑦南区・城南区、エリア⑧西区、エリア⑨西区）
- 3) 協議運賃幹事会の付議案件について
・公共交通不便地対策事業（オンデマンド交通・デマンド交通）
各エリアの運行について
（エリア⑤東区、エリア⑥南区、エリア⑦南区・城南区、エリア⑧西区、エリア⑨西区）
※資料は議題2と同一
- 4) 県バス対策協議会への申出について
（ブロック別地区協議会内容の共有）

3 閉 会

福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順、敬称略

所 属	氏 名	備考
福岡県市町村・地域振興部 空港・交通政策局 交通政策課長	あきた みちこ 秋田 道子	新任
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	かわづ たかゆき 河津 隆幸	
福岡市福祉局高齢社会部長	さとう あきら 佐藤 輝	新任
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	たかはし いきお 高橋 績	交代
九州運輸局 福岡運輸支局長	ながまつ せいじ 永松 靖二	
福岡交通株式会社 代表取締役	のがみ まさし 野上 正嗣	交代
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	みね とおる 三根 徹	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	むちま たかゆき 鞭馬 隆行	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部 副本部長 兼 計画部長 兼 技術部長 兼 自動車技術 主幹	やまぐち てつお 山口 哲生	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	よしむら りょうこ 吉村 良子	交代
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

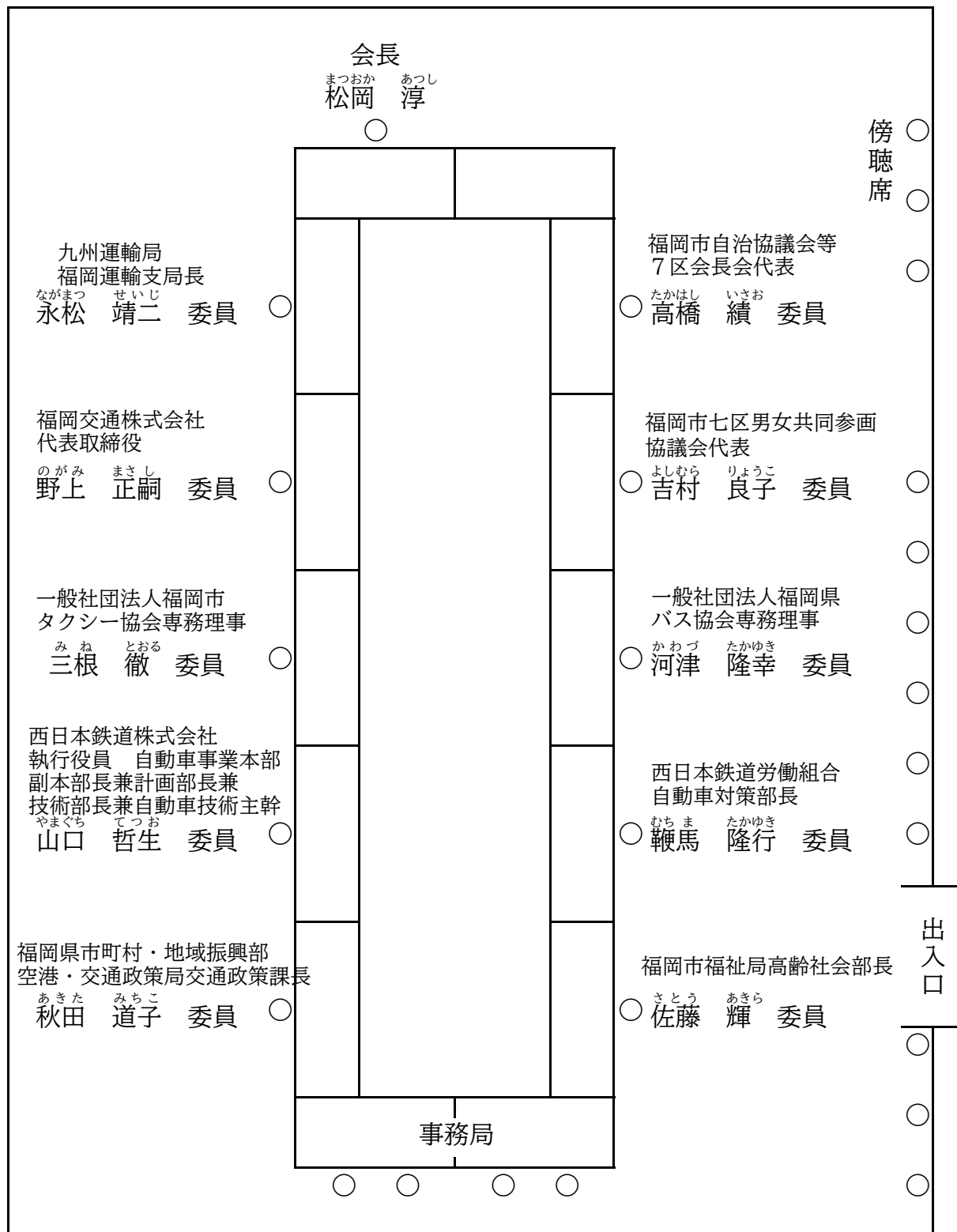
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課長	なかむら みつのぶ 中村 充伸	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 企画調整係長	やまのひら みつまさ 山ノ平 光成	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第1係長	つつい しゅんべい 筒井 峻平	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第2係長	ながの たかゆき 長野 貴之	

令和8年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和8年7月28日（火）15時00分から

会場：エルガーラホール 7階 会議室1



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

1. 地域公共交通会議の目的 地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

- (1) 生活交通の在り方に関する事項
- (2) 特別対策区域に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題1～4

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例(平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。)第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市みどり局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務(以下「調査等の事務」という。)を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

- 3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

- 3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法(昭和26年法律第183号)に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市みどり局都市計画部地域交通課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則(平成24年 8 月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年 3 月31日規則第89号)

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成28年 3 月28日規則第43号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月31日規則第41号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催手続）

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

（委員の代理）

第3条 交通会議の会議における委員は、道路運送法施行規則第4条の2第3号に規定する委員を除き、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

2 交通会議の会議における臨時委員の代理は、これを認めない。

（会議の議事進行）

第4条 規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。

3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

（傍聴の取扱）

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとすることができる。

2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。

3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

（会議録）

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市みどり局にて保管させるものとする。

2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。

3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

（書面開催）

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更
 - (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

- この要綱は、平成23年3月22日から施行する。
- この要綱は、平成25年7月4日から施行する。
- この要綱は、令和4年9月20日から施行する。
- この要綱は、令和6年2月26日から施行する。
- この要綱は、令和7年5月26日から施行する。
- この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度第5回地域公共交通会議 (書面開催)の結果について

令和7年度第5回地域公共交通会議（書面開催）会議結果について

令和7年度第5回地域公共交通会議の結果について、福岡市地域公共交通会議運営要綱第7条第5項に基づき、以下のとおり報告いたします。

記

1. 議題

議題1 福岡市地域公共交通会議運営要綱の改正について

2. 概要

委員の代理出席について、従来の福岡市地域公共交通会議運営要綱第3条にて、道路運送法施行規則第4条の2第4号に規定する委員（地方運輸局長）以外は、臨時委員も含めてこれを認めない、としていたところであるが、会議を継続的かつ円滑に開催可能とし、地域交通に関する多様な議題について議論を行えるようにすることを目的に、一部の委員についても会長の許可のもと代理を認めることとするため、運営要綱の改正を諮ったもの。

3. 結果

原案の通り承認（委員数9名 承認8名 非承認0名）

※1名賛否非表明 ※委員数には会長含む

以上

【参考】福岡市地域公共交通会議運営要綱第7条
（書面開催）

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの

2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理はこれを認めない。

3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。

4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面による速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

公共交通不便地対策事業
(オンデマンド交通・デマンド交通)
各エリアの運行について

エリア⑤東区

エリア⑥南区

エリア⑦南区・城南区

エリア⑧西区

エリア⑨西区

生活交通に関する取組みについて

1. 背景

高齢化の進展等に伴い、丘陵地などの公共交通不便地等における買い物や通院などの生活交通確保が重要となっており、本市では「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」（平成22年12月28日施行）に基づき、地域、交通事業者、市の3者が共働で、生活交通確保に取り組んでいる。

そのような中、持続可能な仕組みづくりを目的としてオンデマンド交通社会実験を令和4年度から実施し、その成果などを踏まえ、令和7年6月に支援制度を拡充し、地域の実情に応じた生活交通確保に向け、地域や交通事業者と取組みを進めている。

2. オンデマンド交通社会実験

予約に応じて効率的に運行する「オンデマンド交通」を活用し、複数校区等での広域運行や曜日別運行などの運行内容の工夫をはじめ、運賃外収入の確保等に、市内3エリアで地域・交通事業者・市の3者が共働して取り組んだもの。

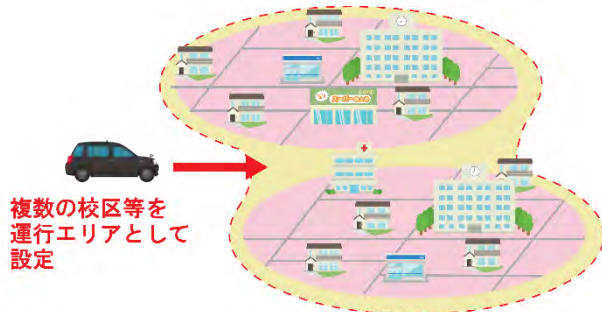
(オンデマンド交通)



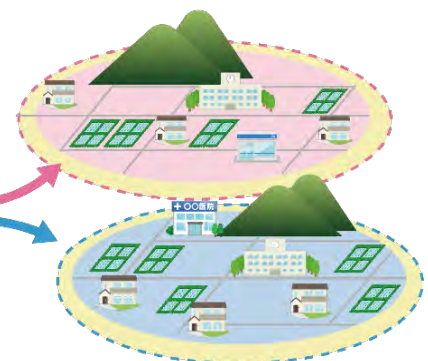
国土交通省：ホームページより

<運行内容の工夫イメージ>

広域運行



曜日別運行

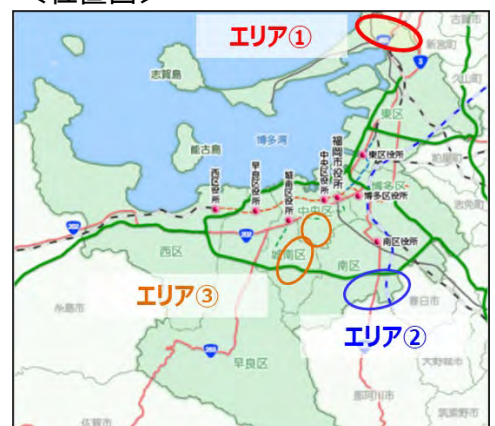


※2つ又は3つの地区で曜日を組み合わせて運行

<各エリアの運行概要>

エリア	エリア①東区 美和台・和白東・三宮校区	エリア②南区 老司・鶴田・弥永西・ 弥永・日佐校区	エリア③中央区・ 城南区 赤坂・草ヶ江・小笹・ 長尾・七隈・金山・片江校区
運行内容	広域運行		曜日別運行
運行日	平日（月～金） （土日祝・年末年始は運休）		平日及び土曜日 ※各3曜日 （日祝・年末年始は運休）
運行期間	R4. 11. 24 ～ R8. 3. 31	R5. 1. 31 ～ R8. 3. 31	R5. 6. 28 ～ R8. 3. 31

<位置図>



3. 支援制度拡充

高齢化が進展し、生活圏の移動ニーズが高まる中、郊外部をはじめ公共交通が不便な地域における生活交通の確保が重要となっており、社会実験での成果などを踏まえ、令和7年6月に支援制度を拡充し、取組みを強化したものの。

(1)不便地対策の拡充

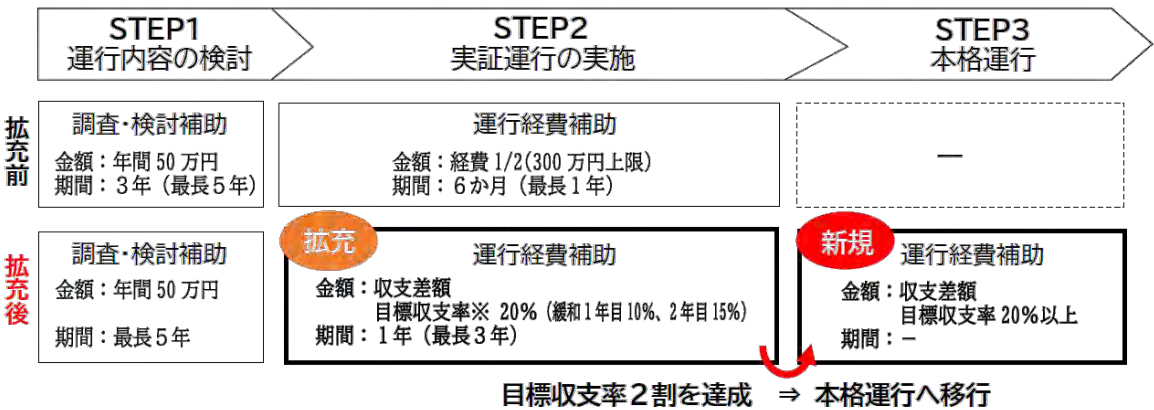
①支援の対象地域

公共交通不便地等(公共交通不便地、それに準ずる地域 等)を含む地域に拡充。

②支援の内容

地域の取組みに対する検討経費を支援するとともに、交通事業者が実施する実証運行への補助・期間を拡充し、本格運行への補助を新設。

<支援の概要>



※目標収支率：社会実験の実績等を踏まえ、目標収支率(収支率=収入÷運行経費(初期経費等除く))を設定。目標収支率に至らなかった場合には運行見直しを行うなど、収支率の改善状況を踏まえたうえで、運行の継続有無を判断。

4. 取組状況

令和7年7月に、公共交通不便地等を含む地域を対象に、交通事業者や市と共働して生活交通確保に取り組む地域を募集した結果、44校区から応募があった。(別紙①参照)

地域の実情に応じた持続可能な生活交通確保に向け、応募があった地域と交通手段などの協議・検討を行い、計画がまとまった地域から順次、交通事業者の公募を実施するなど取組みを進めており、社会実験に取り組んでいた以下の4エリアで令和8年4月より運行を開始している。

<各エリアの運行概要>

エリア	エリア①東区 美和台・和白東・ 三苫・和白校区	エリア②南区 鶴田・老司・弥永西・ 弥永・日佐・野多且校区	エリア③中央区・城南区 小笹・笹丘・ 長尾・田島校区	エリア④城南区 片江・金山・七隈 ・南片江校区
実施体制	【企画・システム構築等】(株)アイシン【運行マネージメント】第一交通産業(株) 【運行、車両管理】(株)第一交通（エリア①）、福岡第一交通(株)（エリア②③④）			
システム名	チョイソコ			
運行日	週 6 日（平日・土曜）			
運行時間帯	8：00－18：00（ドライバー休憩時間含む）			
車両台数	2 台（2 台目は 8～13 時のみ運行）		1 台	
使用車両(提案)	ユニバーサルデザインタクシー車両（乗客定員 4 人）			
運賃(提案)	300 円/ 1 乗車・人 ※エリア②南区：井尻駅・博多南駅付近は 400 円 (障がい者・介護者 1 名・小学生は半額)			

※下線：社会実験時の取組み校区から追加

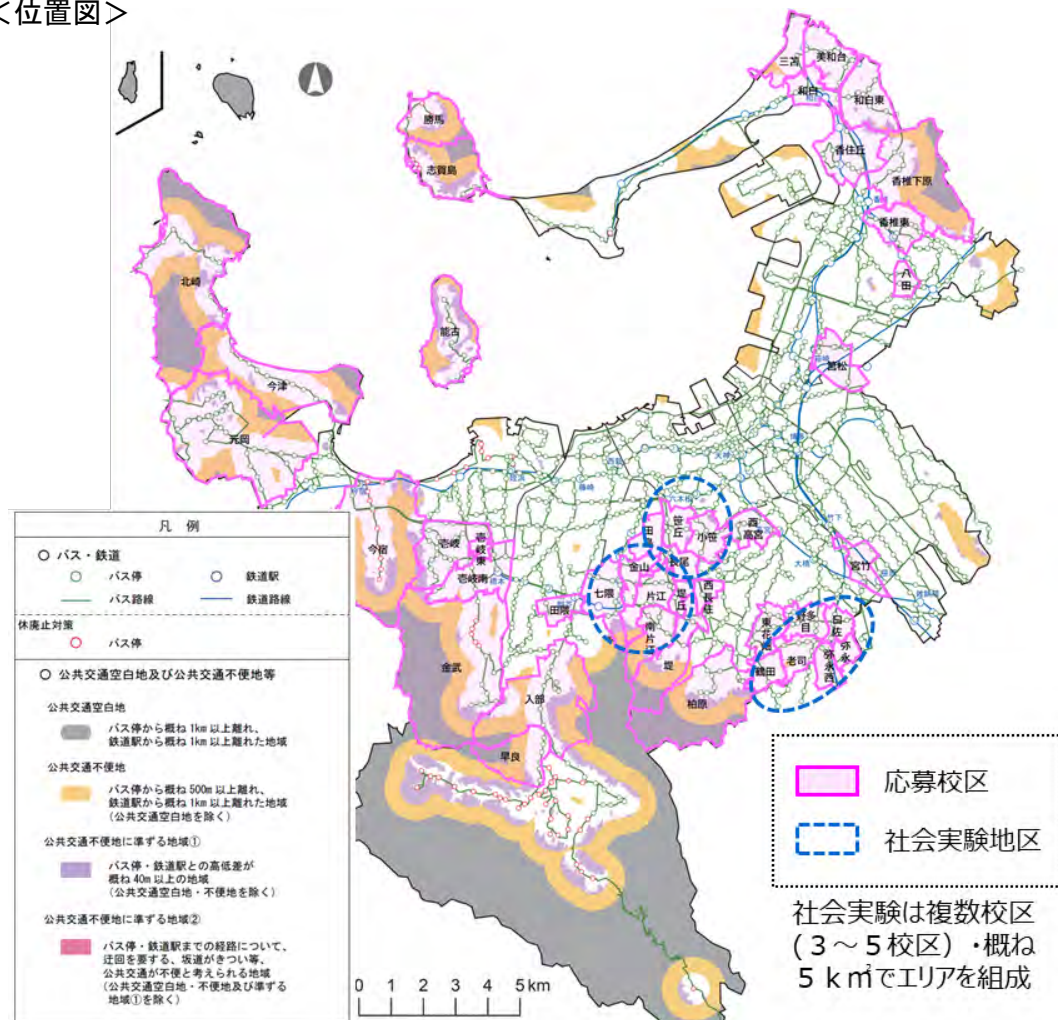
地域応募の結果

＜応募のあった地域（44校区）＞

区	地域（応募申込団体名）
東区	美和台校区自治協議会
	和白東校区自治協議会
	三苫校区自治協議会
	和白校区自治協議会
	香住丘校区自治協議会
	香椎東校区自治協議会
	香椎下原校区自治協議会
	八田校区まちづくり協議会
	志賀島自治連合会 (勝馬校区・志賀島校区自治協議会)
	筥松校区自治協議会
南区	日佐校区自治協議会
	弥永校区自治協議会
	弥永西校区自治協議会
	まちづくり老司協議会
	鶴田校区自治協議会
	野多目校区自治協議会
	東花畑校区自治協議会
	柏原校区自治協議会
	西長住校区自治協議会
	宮竹校区自治協議会（みやたけ会）
	西高宮校区自治協議会

区	地域（応募申込団体名）
中央区	小笹校区自治協議会
	笹丘校区自治連合会
城南区	長尾校区自治協議会
	田島校区自治協議会
	七隈校区自治協議会
	金山校区自治協議会
	片江校区自治協議会
	南片江校区自治協議会
	堤地区自治協議会
	堤丘校区自治協議会
早良区	田隈校区自治協議会
	入部校区自治協議会
	早良校区自治協議会
西区	壱岐校区自治協議会
	壱岐南校区自治協議会
	壱岐東校区自治協議会
	金武校区自治協議会
	今宿校区自治協議会
	北崎校区自治協議会
	元岡校区自治協議会
	今津校区自治協議会
	能古校区自治協議会

＜位置図＞



公共交通不便地対策事業（オンデマンド交通）エリア⑤東区の運行について

1. 趣旨

生活交通確保に向け、本事業に取り組んでいる香椎下原、香椎東、香住丘校区が位置するエリア⑤東区において、日常生活圏を踏まえ、取組校区に便民施設が立地する香椎地区等を追加した運行計画（素案）に基づき、令和8年3月に事業者を公募、同年4月末に決定、その後、地域・交通事業者・行政で運行協議会を立ち上げ、三者で運行計画（案）の検討などを進めてきたところである。

この度、令和8年秋頃からの実証運行に向け、エリア⑤東区の運行計画（案）が取りまとまったことから、本会議に諮るもの。

2. 運行計画案

(1) 交通事業者 (株)アイシン、安川タクシー(株)、福岡トヨタ自動車(株)

※安川タクシー(株)が運行

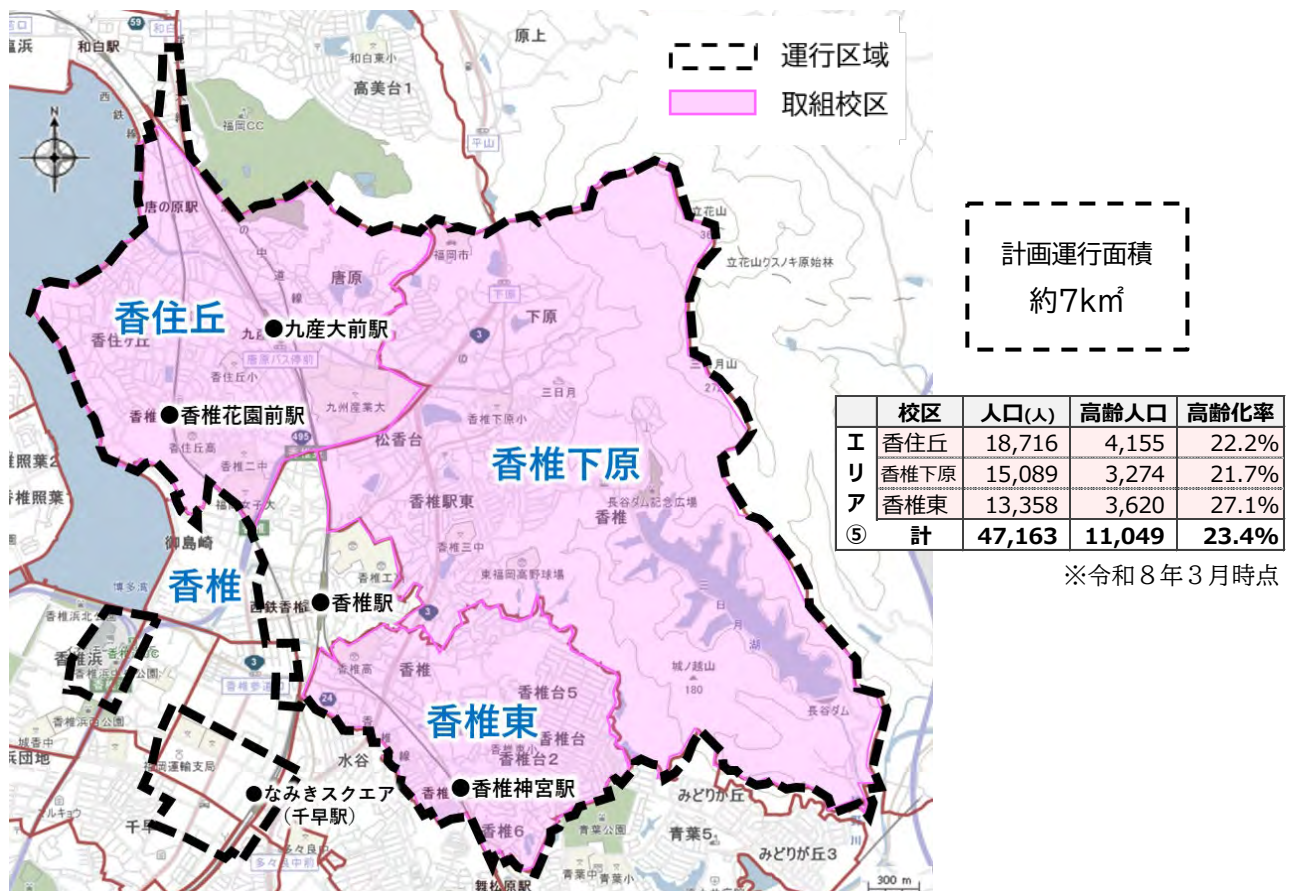
(2) 運行の態様 区域運行（道路運送法第21条による運行）

(3) 営業の区域 エリア⑤東区（取組校区：香椎下原・香椎東・香住丘校区）

区域	福岡市東区 香椎1～6丁目、大字香椎、香椎駅東1～4丁目、香椎駅前1～3丁目、香椎台1～5丁目、香椎団地、香椎浜1～4丁目、香住ヶ丘1～7丁目、下原1～5丁目、大字下原、千早2～5丁目、唐原1～7丁目、大字浜男、松香台1～2丁目、松崎4丁目、水谷2丁目、和白1～4丁目
----	--

(4) 運行の区域

エリア⑤東区（香椎下原・香椎東・香住丘校区他）※営業の区域と同じ



(5) 運行形態

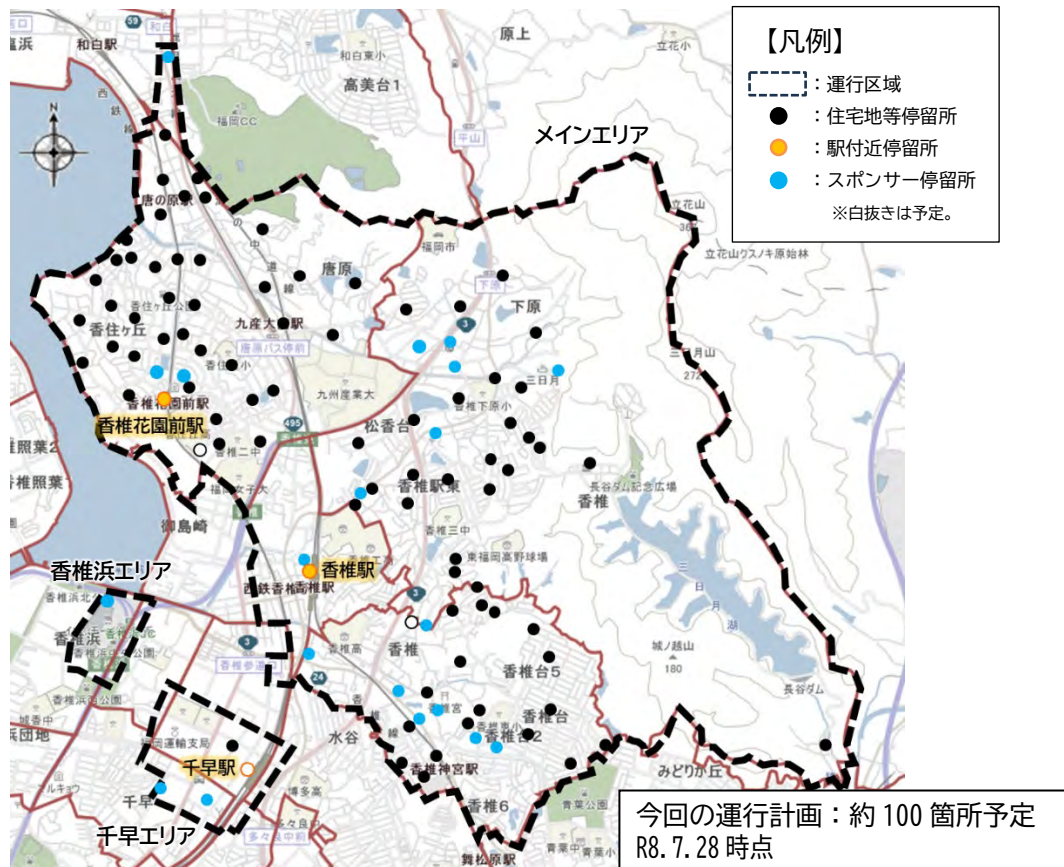
乗車申込のあるミーティングポイント（停留所）間を効率的に運行

(6) 運行経路

乗車申込に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(7) ミーティングポイント（停留所）※詳細は別紙参照

エリア⑤東区（ミーティングポイント（停留所））



※ミーティングポイント(停留所)については、協議により一部変更となる可能性がある
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置する

(ミーティングポイント(停留所)のイメージ)



(標示のイメージ)



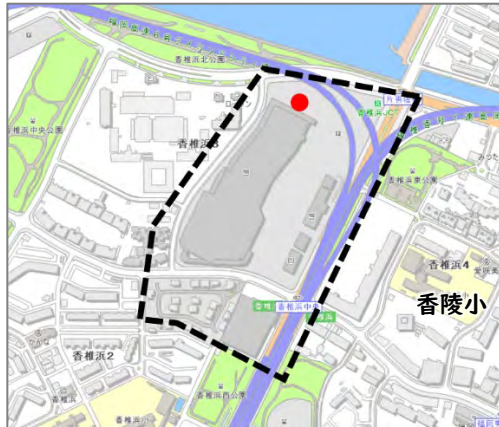
【凡例】

---: 運行区域

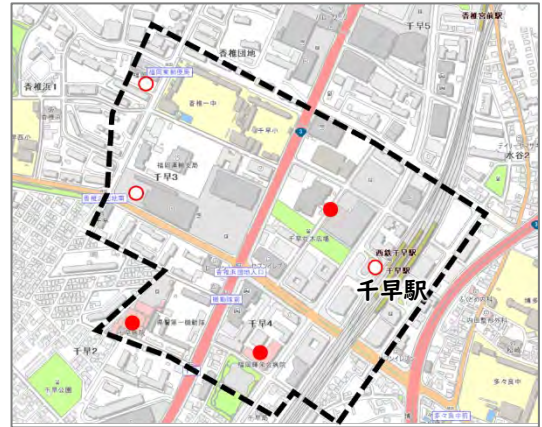
●: 停留所

※白抜きは予定

○エリア⑤東区 メインエリア以外
(香椎浜エリア)



(千早エリア)



○利用種別

- ・メインエリア ⇔ メインエリア : 利用可 (○)
- ・メインエリア ⇔ メインエリア以外 : 利用可 (○)
- ・メインエリア以外 ⇔ メインエリア以外 : 利用不可 (×)

(8) 運行車両

使用車両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）1台

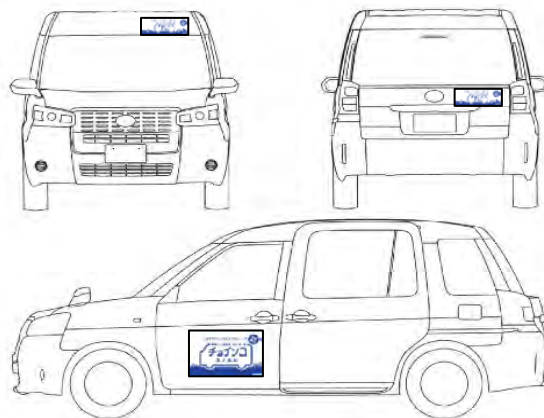
営業所に常用1台（現行）、予備1台を配備

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示

※以下はイメージであり、実際の車体デザインは現在検討中



(9) 運行曜日及び運行時間

運行曜日：月曜日～金曜日（運休：土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3）

運行時間帯：8:00～18:00（月曜日～金曜日）

※運行時間帯はドライバー休憩時間を含む

運行間隔：ミーティングポイント（停留所）⇒ミーティングポイント（停留所）を1便と仮定し、1時間当たり1便～4便/台（想定）

(10) 乗車受付方法

乗車受付方法：電話(専用コールセンター)若しくはインターネットで受付

電話受付：8:00～17:30

インターネット受付：24 時間

受付可能期間:乗車希望日の1週間前～20 分前まで

(インターネット予約イメージ)

乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、

「受付候補検索」をクリック

→希望時間前後の候補が数案提示される

※ 対象の停留所を入力すると、「乗降場所」と

「降車場所」に表示される

(11) (参考) 運賃

種類		額および適用方法	
		メインエリア内	メインエリア内 ～ メインエリア以外
運賃	大人 12 歳以上 (中学生以上)	300 円	400 円
	小児 6 歳以上 12 歳未満 (小学生)	150 円	200 円
	幼児 (未就学児) 1 歳以上 6 歳未満	無料 単独乗車は不可	無料 単独乗車は不可
	障がい者	150 円	200 円
	介護者 (障がい者の付き添い) ・1 名	150 円	200 円
決済 手段	現金	乗車時	乗車時
	交通系 IC カード (電子マネー)	乗車時	乗車時
	クレジットカード	乗車時	乗車時
	電子マネー・二次元コード決済	乗車時	乗車時

※ 福岡市高齢者乗車券・福祉乗車券は利用可能(選択可)

※ 協議運賃幹事会にて協議予定

(12) 割引等

割引の種類	概要	対象	割引額	適用時期
多頻度割引	ポイントカードを発行 10回利用する毎に1回無料 (紙・LINEアプリで発行)	会員登録している方	1乗車分 (300円分相当)	運行開始時

※ その他、割引等の種類・対象・額・時期については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する

(13) 運行期間

実証運行：令和8年10月1日運行開始から3年間（予定）

※福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱に基づき、目標収支率や取組み状況を適宜確認し、目標収支率20%を達成した場合は本格運行へ移行

（実証運行中の目標収支率の緩和措置（1年目:10%、2年目:15%）

(14) 市補助金

運行に必要となる経費（収支差額）は、福岡市公共交通不便地対策補助金の対象とし、補助金交付要綱に基づき年度毎に交付する。

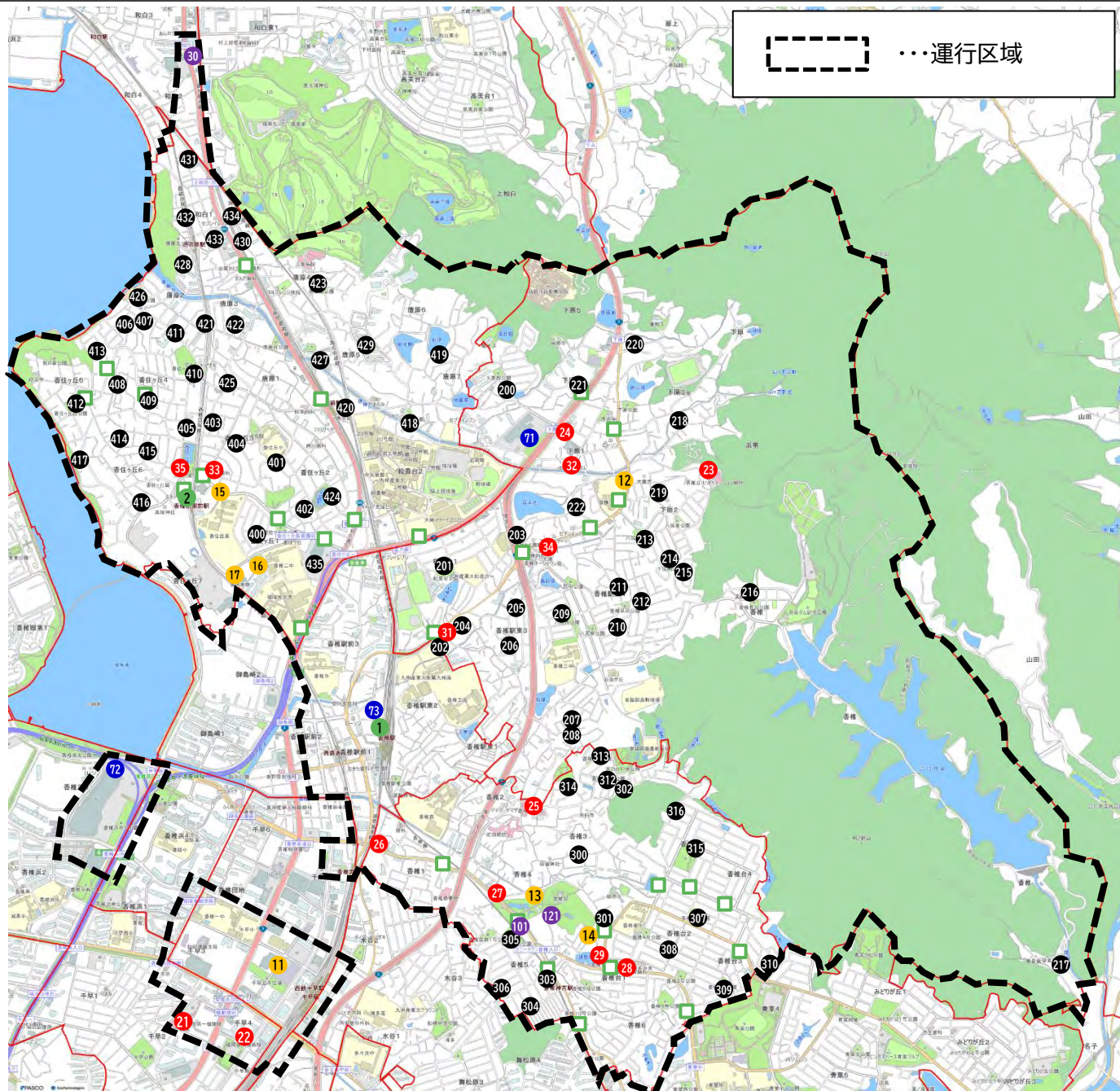
(15) 地域等との協議状況

地域、交通事業者、行政で構成される「エリア⑤東区（香椎下原・香椎東・香住丘校校区）オンデマンド交通運行協議会」にて、今回の運行計画案について合意。

※停留所等については、東警察署や東区役所などの各管理者と協議

3. 議決事項

オンデマンド交通（エリア⑤東区）について、上記の運行計画案に基づき、実証運行を実施するもの。



【凡例】

- 住宅地等
- 公共施設
- 駅付近

《スポンサー》

- 病院
- 買い物
- その他

□ (参考)既存駅・バス停

- 運行区域**
- ・香椎1～6丁目
 - ・大字香椎
 - ・香椎駅東1～4丁目
 - ・香椎駅前1～3丁目
 - ・香椎台1～5丁目
 - ・香椎団地
 - ・香椎浜1～4丁目
 - ・香住ヶ丘1～7丁目
 - ・下原1～5丁目
 - ・大字下原
 - ・千早2～5丁目
 - ・唐原1～7丁目
 - ・大字浜男
 - ・松香台1～2丁目
 - ・松崎4丁目
 - ・水谷2丁目
 - ・和白1～4丁目

※協議により
変更となる可能性あり

【エリア⑤東区】 設置停留所(予定)

番号	停留所名
1	香椎駅前東公園（ＪＲ香椎駅付近）
2	西鉄香椎花園前駅
11	なみきスクエア
12	香椎下原公民館
13	香椎会館前
14	香椎東公民館
15	香住丘公民館
16	福岡100プラザ東
17	福岡市立東体育館
21	千早病院
22	福岡輝栄会病院
23	香椎丘リハビリテーション病院
24	福岡東くさのリハビリクリニック
25	香椎原病院
26	清泉クリニック整形外科
27	近藤内科クリニック
28	村瀬内科
29	のりお鍼灸院
30	ベルコシティホール東福岡
31	ごとう歯科・矯正歯科
32	おざさデンタルクリニック
33	酒見内科胃腸科医院
34	たけいデンタルオフィス
35	たつやまファミリークリニック
71	ＢＲＡＮＣＨ福岡下原
72	イオンモール香椎浜
73	ＪＡ福岡東部 香椎支店
101	宇宙軒
121	香椎宮
200	リーフタウン下原台集会所
201	松葉谷公園前
202	九州高校前
203	SAKURA PARKING 前
204	エムズスクエア
205	香椎駅東１号公園
206	香椎駅東２号公園
207	香椎自由ヶ丘集会所前
208	香椎２丁目38
209	オークタウン西公園

番号	停留所名
210	香椎駅東４丁目16
211	香椎駅東４丁目33
212	香椎駅東４丁目37
213	八尻北公園
214	下原南公園前
215	下原２丁目40
216	長谷会館前
217	谷口会館集会所前
218	下原３丁目６
219	八尻公園
220	グリーンプレイス前
221	下原４丁目16
222	中尾駐車場
300	香椎３丁目７
301	香椎３丁目18
302	香椎３丁目48
303	香椎５丁目24
304	香椎５丁目27
305	香椎宮前公園（ＭＪＲ側）
306	香椎宮前団地集会所
307	香椎３号公園入口
308	香椎台２丁目2
309	香椎１号公園
310	香椎７号公園
312	香椎井ノ本公園（集会所側）
313	香椎８号公園
314	香椎３丁目40
315	香椎台おいのやま公園
316	山の手通り集会所
400	コミュニティホールかすみヶ丘
401	香住ヶ丘小学校正門
402	香住ヶ丘２丁目37
403	崎村第３ビル
404	セレイン香椎花園
405	香住ヶ丘４丁目１
406	香住ヶ丘４丁目39
407	香住ヶ丘４丁目40
408	香住ヶ丘４丁目23
409	県職員住宅香住ヶ丘

番号	停留所名
410	香住丘４丁目30
411	香住ヶ丘４号公園
412	香住ヶ丘西公園
413	香住ヶ丘５丁目18
414	日西月極駐車場
415	ソネット香住ヶ丘前
416	香住ヶ丘６丁目29
417	香住ヶ丘６丁目42
418	唐原７丁目２
419	唐原７丁目13
420	唐原５丁目２
421	唐原２丁目４（吉村商店前）
422	唐原３丁目３区１組集会所付近
423	唐原東公園
424	琵琶橋公園入口
425	香住丘団地集会所
426	香住台集会所
427	市営唐原東住宅
428	市営住宅唐原団地６棟
429	市営丸尾団地集会所
430	ロワールマンション和白５
431	サンヴェルデ
432	ヴェルデ唐の原駅前
433	エンゼルブレッサ和白
434	上和白1392
435	香住ヶ丘１丁目７

停留所数(予定):104箇所

※協議により変更となる可能性あり

公共交通不便地対策事業（オンデマンド交通）エリア⑥南区の運行について

1. 趣旨

生活交通確保に向け、本事業に取り組んでいる柏原、東花畑校区が位置するエリア⑥南区において、日常生活圏を踏まえ、取組校区に便利施設が立地する花畑地区等を追加した運行計画（素案）に基づき、令和8年3月に事業者を公募、同年4月末に決定、その後、地域・交通事業者・行政で運行協議会を立ち上げ、三者で運行計画（案）の検討などを進めてきたところである。

この度、令和8年秋頃からの実証運行に向け、エリア⑥南区の運行計画（案）が取りまとまったことから、本会議に諮るもの。

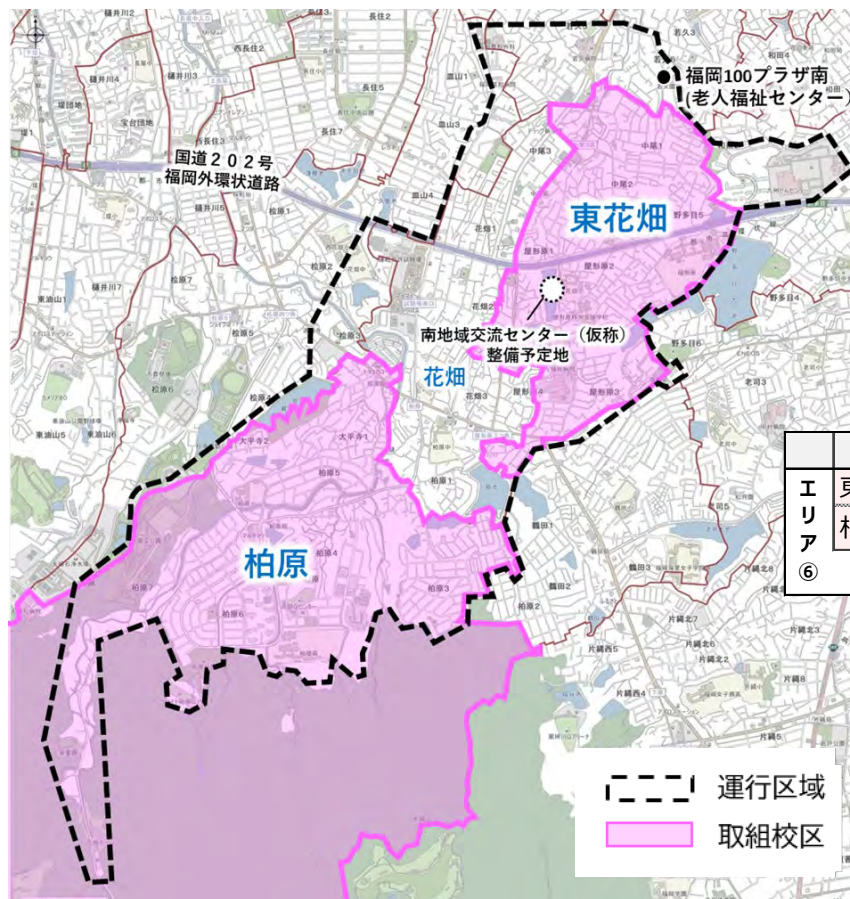
2. 運行計画案

- (1) 交通事業者 (株)アイシン、日新交通(株) (株)ニッシン、西日本自動車(株) 福岡トヨタ自動車(株)
※日新交通(株) (株)ニッシン、西日本自動車(株)が運行
- (2) 運行の態様 区域運行（道路運送法第21条による運行）
- (3) 営業の区域 エリア⑥南区（取組校区：柏原、東花畑校区）

区域	福岡市南区 柏原1・3～7丁目、大字柏原、大平寺1～2丁目、大字桧原、中尾1～3丁目、屋形原1～5丁目、野多目3・5丁目、花畑1～4丁目、桧原2～4丁目、皿山1～3丁目、若久5～6丁目、柳河内2丁目、鶴田4丁目、老司3丁目
----	---

(4) 運行の区域

エリア⑥南区（柏原、東花畑校区他）※営業の区域と同じ



計画運行面積
約5km²

	校区	人口(人)	高齢人口	高齢化率
エリア⑥	東花畑	8,961	2,876	32.1%
	柏原	8,909	2,806	31.5%
	計	17,870	5,683	31.8%

※令和8年3月時点

(5) 運行形態

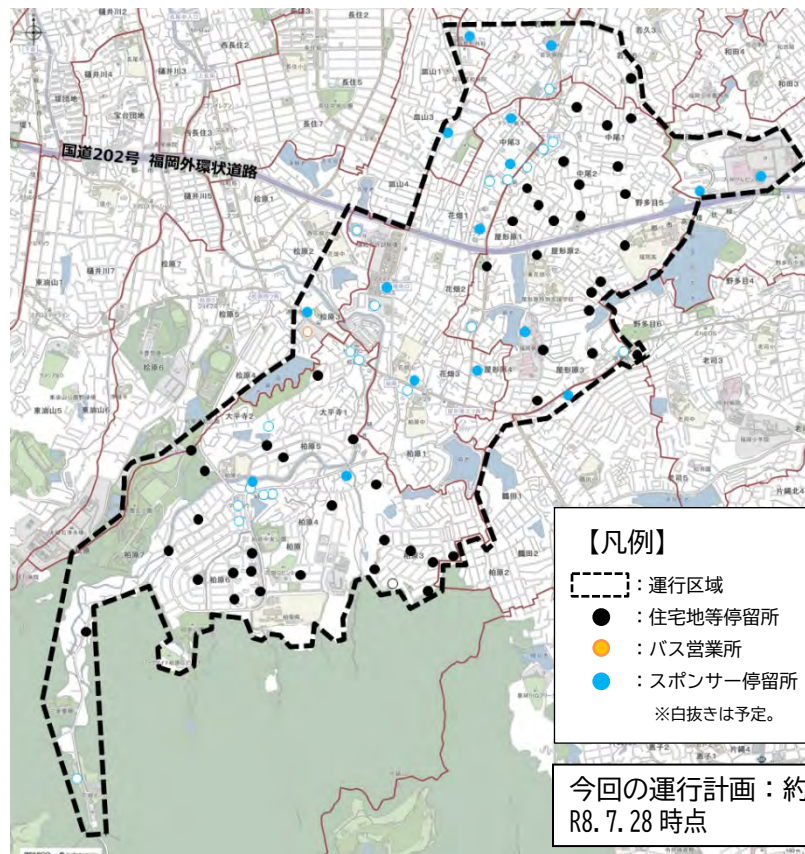
乗車申込のあるミーティングポイント（停留所）間を効率的に運行

(6) 運行経路

乗車申込に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(7) ミーティングポイント（停留所）

エリア⑥南区（ミーティングポイント（停留所））



※ミーティングポイント(停留所)については、協議により一部変更となる可能性がある

(ミーティングポイント(停留所)のイメージ)



(標示のイメージ)



(8) 運行車両

使用車両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）1台

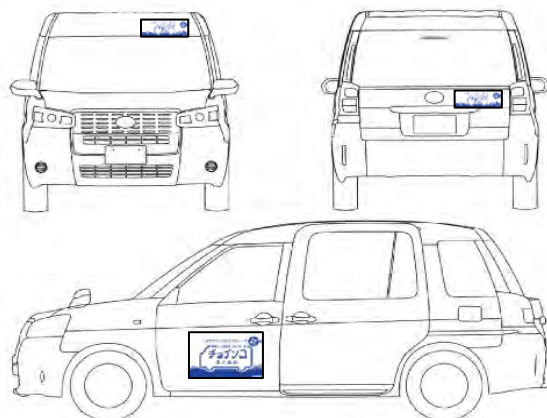
営業所に常用1台（現行）、予備1台を配備

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示

※以下はイメージであり、実際の車体デザインは現在検討中



(9) 運行曜日及び運行時間

運 行 曜 日：月曜日～金曜日（運休：土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3）

運行時間帯：8:00～18:00（月曜日～金曜日）

※運行時間帯はドライバー休憩時間を含む

運 行 間 隔：ミーティングポイント（停留所）⇒ミーティングポイント（停留所）を
1便と仮定し、1時間当たり1便～4便／台（想定）

(10) 乗車受付方法

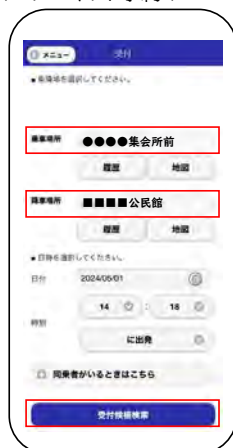
乗車受付方法：電話（専用コールセンター）若しくはインターネットで受付

電話受付：8:00～17:30

インターネット受付：24時間

受付可能期間：乗車希望日の1週間前～20分前まで

（インターネット予約イメージ）



乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、

「受付候補検索」をクリック

→希望時間前後の候補が数案提示される

※ 対象の停留所を入力すると、「乗降場所」と

「降車場所」に表示される

(11) (参考) 運賃

種類		額および適用方法
運賃	大人 12 歳以上（中学生以上）	300 円
	小児 6 歳以上 12 歳未満（小学生）	150 円
	幼児（未就学児） 1 歳以上 6 歳未満	無料 単独乗車は不可
	障がい者 介護者（障がい者の付き添い）・1 名	150 円
	介護者（障がい者の付き添い）・1 名	150 円
決済手段	現金	乗車時
	交通系 IC カード（電子マネー）	乗車時
	クレジットカード	乗車時
	電子マネー・二次元コード決済	乗車時

※ 福岡市高齢者乗車券・福祉乗車券は利用可能(選択可)

※ 協議運賃幹事会にて協議予定

(12) 割引等

割引の種類	概要	対象	割引額	適用時期
多頻度割引	ポイントカードを発行 10回利用する毎に1回無料 (紙・LINEアプリで発行)	会員登録している方	1乗車分 (300円分相当)	運行開始時

※ その他、割引等の種類・対象・額・時期については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する

(13) 運行期間

実証運行：令和 8 年 10 月 1 日運行開始から 3 年間（予定）

※福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱に基づき、目標収支率や取組み状況を適宜確認し、目標収支率 20%を達成した場合は本格運行へ移行
(実証運行中の目標収支率の緩和措置（1 年目:10%、2 年目:15%）

(14) 市補助金

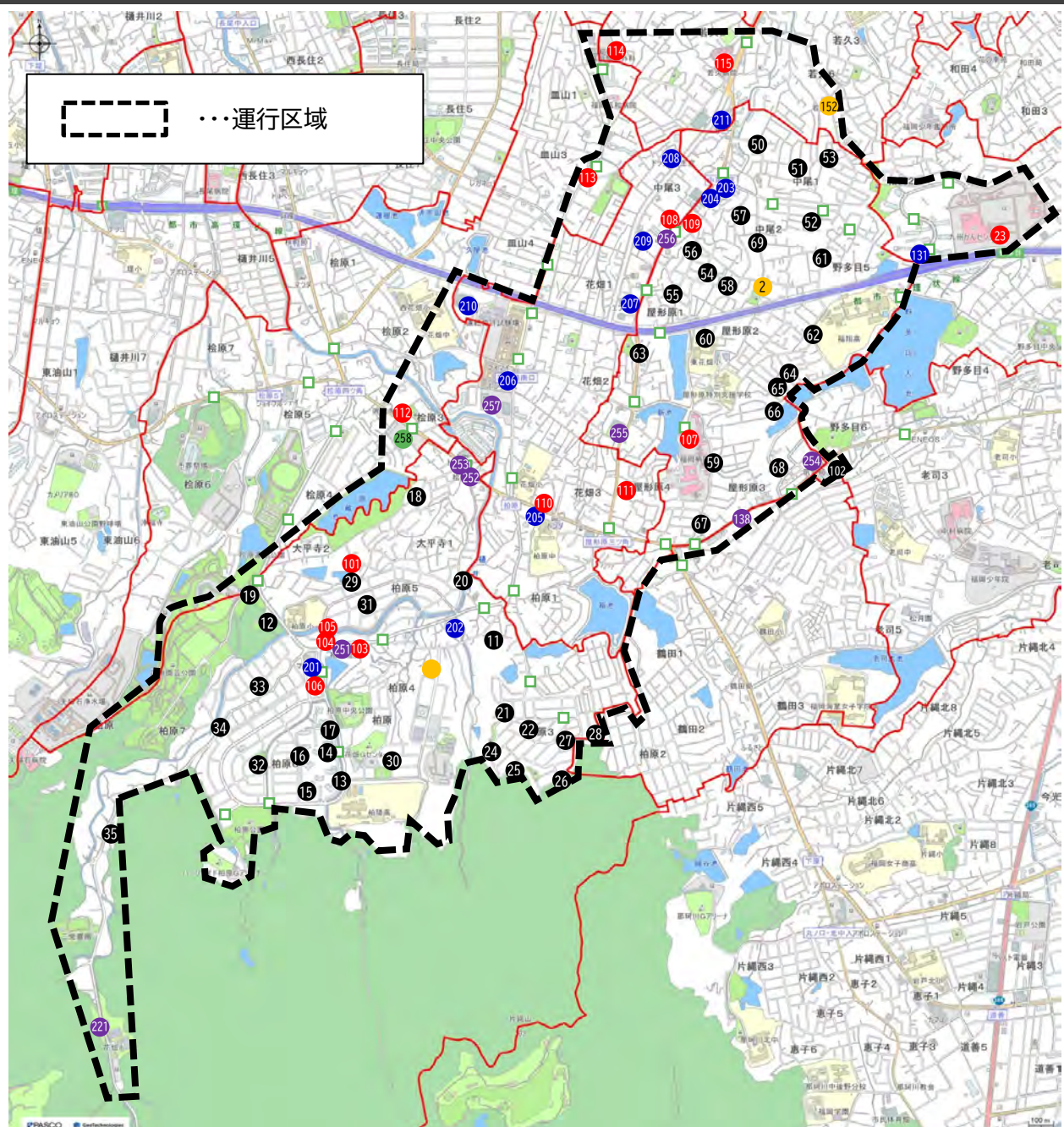
運行に必要となる経費（収支差額）は、福岡市公共交通不便地対策補助金の対象とし、補助金交付要綱に基づき年度毎に交付する。

(15) 地域等との協議状況

地域、交通事業者、行政で構成される「エリア⑥南区(柏原、東花畑校区)オンデマンド交通運行協議会」にて、今回の運行計画案について合意。
※停留所等については、南警察署や南区役所などの各管理者と協議

3. 議決事項

オンデマンド交通（エリア⑥南区）について、上記の運行計画案に基づき、実証運行を実施するもの。



【凡例】

- 住宅地等
- 公共施設
- バス営業所

《スポンサー》

- 病院
- 買い物
- その他

□ (参考)既存駅・バス停

- 運行区域**
- ・ 柏原1・3～7丁目
 - ・ 大字柏原
 - ・ 大平寺1～2丁目
 - ・ 大字桧原
 - ・ 中尾1～3丁目
 - ・ 屋形原1～5丁目
 - ・ 野多目3・5丁目
 - ・ 花畑1～4丁目
 - ・ 桧原2～4丁目
 - ・ 皿山1～3丁目
 - ・ 若久5～6丁目
 - ・ 柳河内2丁目
 - ・ 鶴田4丁目
 - ・ 老司3丁目

※協議により
変更となる可能性あり

【エリア⑥南区】 設置停留所(予定)

番号	停留所名
1	柏原公民館
2	東花畑公民館
11	やまもも会館
12	羽黒会館
13	デュオ柏原1・2号棟間
14	デュオ柏原3・6号棟間
15	デュオ柏原7・8号棟間
16	デュオ柏原9・10号棟間
17	デュオ柏原12号棟南側
18	大平寺会館
19	花畑園芸公園入口付近
20	柏原5丁目1番（柏原リサイクルボックス付近）
21	柏原西公園北側
22	柏原3丁目13番
23	九州がんセンター（独立行政法人国立病院機構）
24	柏原3丁目18番
25	柏原3丁目21番
26	柏原3丁目26番
27	柏原3丁目31番
28	柏原1号公園
29	柏原5丁目17番（柴戸氏宅前）
30	柏原4丁目42番（森氏宅前）
31	柏原5丁目16番（加藤氏宅前）
32	柏原糠塚公園
33	柏原ゴソ公園
34	タカケン資材置場前
35	花畑分団柏原格納庫付近
50	中尾ガーデン保育園前
51	中尾1丁目19番（プレミアム中尾）
52	中尾2丁目45番（ヨシミ電工前）

番号	停留所名
53	中尾1丁目42番（森氏宅前）
54	屋形原2丁目1番（有吉氏宅前）
55	中尾台児童広場
56	中尾台町子供遊園地
57	中尾2丁目21番（一色氏宅前）
58	屋形原2丁目6番（高木氏宅前）
59	屋形原4丁目39番
60	東花畑小学校北側
61	野多目5丁目14番
62	福翔高校西側
63	屋形原1区集会所
64	屋形原3丁目4番（蔵前氏宅前）
65	屋形原1号公園
66	屋形原3丁目42番（平原池）
67	やよい坂公園
68	市営屋形原住宅集会所（リサイクルボックス前）
69	中尾2丁目27番（中村氏宅前）
101	大平寺の森クリニック
102	市営屋形原南住宅
103	ますだ歯科
104	村重クリニック
105	かしはら皮膚科クリニック
106	永野医院
107	福岡病院（独立行政法人国立病院機構）
108	かなざわクリニック
109	もりや耳鼻咽喉科
110	はなはた内科クリニック
111	野口内科クリニック
112	みやにし整形外科
113	こーじ歯科医院

番号	停留所名
114	福岡整形外科病院
115	若久病院
131	ダイキョーバリュー野多目店
138	デイサービス ささえあい太陽
152	福岡100プラザ南
201	マルキョウ柏原店
202	ファミリーマート柏原4丁目店
203	ぶどう畑
204	マルキョウ中尾店
205	博多じょうもんさん 花畑市場
206	ボンラパス 花畑店
207	エフコープ 花畑店
208	新生堂薬局 中尾店
209	ドラッグストアコスモス 中尾店
210	ニトリ 福岡南店
211	サニー 若久店
221	第2花畑ホーム前
251	福岡柏原郵便局
252	福岡桧原郵便局
253	コインランドリーウェルカム
254	筑紫郵便局
255	スパウェルネス
256	福岡中尾郵便局
257	ふくの湯 花畑店
258	西鉄桧原営業所

停留所数(予定):85箇所

※協議により変更となる可能性あり